

議事日程(第3号)

令和3年9月10日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(5件)

議案第69号 木城町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議案第70号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 令和3年度木城町一般会計補正予算(第7号)(関係部分)

議案第73号 令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第75号 令和3年度木城町介護保険特別会計補正予算(第2号)

2) 産業文教常任委員会付託議案(4件)

議案第71号 木城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 令和3年度木城町一般会計補正予算(第7号)(関係部分)

議案第74号 令和3年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第76号 木城町過疎地域持続的発展計画の策定について

3) 決算審査特別委員会付託議案(6件)

議案第60号 令和2年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 令和2年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 令和2年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 令和2年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第77号 教育委員会委員の任命について

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第4 議案第78号 令和3年度木城町一般会計補正予算(第8号)

日程第5 委員会付託の省略

- 日程第6 議案に対する質疑
- 日程第7 常任委員会付託請願審査結果報告
- 1) 産業文教常任委員会付託請願
- 請願第5号 国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区受益者負担軽減に関する請願
- 日程第8 発委第1号 木城町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第9 発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)
- 日程第10 議員派遣の件
- 日程第11 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告
- 日程第12 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(5件)
- 議案第69号 木城町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 議案第70号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第72号 令和3年度木城町一般会計補正予算(第7号)(関係部分)
- 議案第73号 令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第75号 令和3年度木城町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 2) 産業文教常任委員会付託議案(4件)
- 議案第71号 木城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第72号 令和3年度木城町一般会計補正予算(第7号)(関係部分)
- 議案第74号 令和3年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第76号 木城町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 3) 決算審査特別委員会付託議案(6件)
- 議案第60号 令和2年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第61号 令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第62号 令和2年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第63号 令和2年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 令和2年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 議案第77号 教育委員会委員の任命について
- 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第4 議案第78号 令和3年度木城町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第5 委員会付託の省略
- 日程第6 議案に対する質疑
- 日程第7 常任委員会付託請願審査結果報告
- 1) 産業文教常任委員会付託請願
- 請願第5号 国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区受益者負担軽減に関する請願
- 日程第8 発委第1号 木城町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第9 発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）
- 日程第10 議員派遣の件
- 日程第11 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告
- 日程第12 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 神田 直人君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
10番 原 博君	11番 中武 良雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長代理（議事調査係長） 平野 豊和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	島田 浩二君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	萩原 一也君
会計管理者	河野 浩俊君	まちづくり推進課長	西田 誠司君
環境整備課長	長友 渉君	教育課長	平野 大輔君
税務課長	黒木 宏樹君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	三隅 秀俊君	産業振興課長	吉岡 信明君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開議

○事務局長代理（議事調査係長）（平野 豊和君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

なお、本定例会はクールビズ対応としております。

それでは皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（中武 良雄） おはようございます。定刻になりました。まず、ご報告します。議会事務局長、藤井学君が体調不良による療養のため、欠席でありますので、局長代理を議事調査係長が行います。

ただいまの出席議員は10名です。これから本日の会議を開きます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため換気を行い、議場内においてはマスクの着用及び消毒の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、議案の追加により日程の変更がありましたので、議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（中武 良雄） 日程第1、各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案5件、議案第69号木城町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議案第70号木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の

制定について、議案第72号令和3年度木城町一般会計補正予算（第7号）（関係部分）、議案第73号令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第75号令和3年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上5件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。

桑原勝広君。2番、桑原勝広君。

○総務常任委員会委員長（桑原 勝広君） 令和3年第8回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は9月7日、8日の2日間。役場3階大会議室等において委員5名が出席し、町長部局の課長以下、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第69号木城町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第70号木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第72号令和3年度木城町一般会計補正予算（第7号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第73号令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

次に、議案第75号令和3年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（中武 良雄） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案4件、議案第71号木城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第72号令和3年度木城町一般会計補正予算（第7号）（関係部分）、議案第74号令和3年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第76号木城町過疎地域持続的発展計画の策定について、以上4件について、産業文教常任委員会の結果報告を登壇の上、求めます。

眞鍋博君。5番、眞鍋博君。

○産業文教常任委員会委員長（眞鍋 博君） 産業文教常任委員会に付託されました議案は4件であります。審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は9月7日、8日の2日間、役場別館2階会議室等において委員5名の全員が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第71号木城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第72号令和3年度木城町一般会計補正予算（第7号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第74号令和3年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

次に、議案第76号木城町過疎地域持続的発展計画の策定について、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（中武 良雄） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第69号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第70号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第71号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第72号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第73号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第74号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第75号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第76号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

次に、決算審査特別委員会付託議案6件、議案第60号令和2年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第61号令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号令和2年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号令和2年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号令和2年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上6件について、決算審査特別委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。

3番、森伸夫君。

○決算審査特別委員会委員長（森 伸夫君） 決算審査特別委員会審査結果報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

議案第60号令和2年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第61号令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第62号令和2年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第63号令和2年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第64号令和2年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第65号令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

委員会審査の結果を報告いたします。

決算審査特別委員会に付託された議案6件について、委員10人により、町長、副町長、教育長及び各担当課長に出席と資料をいただき、審査をしました。

令和2年度木城町一般会計歳入歳出決算並びに特別会計においても審議し、事業効果の程度や翌年度以降の予算執行に参考となる情報及び判断材料を得ることができ、意義ある審査が行われました。執行部の皆様にはご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上で、報告を終わります。

○議長（中武 良雄） 以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

ただいま決算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第60号から議案第65号に至る6議案については、全員により審査いたしましたので、質疑は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第65号に至る6議案の質疑については、省略することに決定いたしました。

ただいまより委員会付託議案の14議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第60号令和2年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定するものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第61号令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定するものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第62号令和2年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定するものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第63号令和2年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定するものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第64号令和2年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定するものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第65号令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定するものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第69号木城町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号木城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号令和3年度木城町一般会計補正予算（第7号）、本案に対する総務常任委員長、産業文教常任委員長の報告は、ともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号令和3年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号令和3年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号木城町過疎地域持続的発展計画の策定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第77号

○議長（中武 良雄） 日程第2、議案第77号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第3. 諮問第2号

○議長（中武 良雄） 日程第3、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたし

ます。

質疑は終了しておりますので、これより本件に対する討論・採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本件はこれを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本件は適任することに決定いたしました。

日程第4. 議案第78号

○議長（中武 良雄） 次に、議案上程を行います。提出されました日程第4、議案第78号については、朗読を省略し、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。

ただいま追加で上程いただきました議案第78号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第78号は令和3年度木城町一般会計補正予算（第8号）であります。国によりますまん延防止等重点措置の適用が9月30日まで延期されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症対策として飲食店等に要請をしておりました営業時間短縮の要請期間も9月30日までに延長されたため、その対策費用を増額補正するものであります。

補正予算（第8号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ445万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ55億6,808万7,000円にするものであります。歳入は県支出金増額445万5,000円であります。歳出は商工費増額495万円、予備費減額49万5,000円であります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして可決をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中武 良雄） 町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第5. 委員会付託の省略

○議長（中武 良雄） 日程第5、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第78号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第6. 議案に対する質疑

○議長（中武 良雄） 日程第6、議案に対する質疑を行います。

これより提出されました議案第78号に対する質疑、討論、採決を行います。なお、採決は起立によることといたします。

議案第78号令和3年度木城町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第78号に対する質疑はありますか。

1番、久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今回、先ほど町長が言われましたように、緊急事態宣言が9月30日まで延長されて、飲食店に対する時間短縮の要請も30日まで延長されたわけですが、一番影響を受けております飲食店に、こういうふうにして手厚い支援が行われるということは当然のことだと思われま。

しかし、結局、月に何回かしか営業していないお店とか、お店の事情で何か月か前から休業しているお店、そういうところにも支払われているようなのですけれども、判断基準がどのようになっているのか、その判断基準を教えてくださいませんか。

それと、もう1つ、同業者や私たちもですけれども、町民はこのことに対して興味を持っております。私たちの感情からすれば、自分たちの血税が使われるということで関心があるわけなのですけれども、飲食店の方がまちづくりの課長のほうに、このことに対してメールで問合せもしたということで、それに対して回答が来ないと。そういう場合、業務がお忙しいとは思いますが、メールに対しては、今、コロナ禍の時期でもありますし、なかなか役場のほうに来てというのは大変ですから、できるだけ速やかに対処していただけたらなと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（中武 良雄） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） まちづくり推進課長。

今回、時短営業の協力金につきましては、要請の内容としましては、午前8時から午後8時まで営業を行わないこと、酒類の提供は午前11時から午後7時までということでお願いをしている。この要請内容については変わりません。

そして、この協力金の考え方につきましては、県単位で保障されております営業の自由の制限をかけるという部分での協力金ということで、全国一律な考え方でやっております。したがって、この協力金を支払う、支払わないにつきましては、飲食店が実施する営業権に制限がかかる部分も協力金ということで取り扱っておりますので、この時間、酒類の提供をやめていただく、併せて営業時間を午後8時までにしてもらうということを条件に、全国一律な考え方でやっております。

それから、2点目のメール等につきましては、済みません、私のほうが確認をしておりませんでしたので、内容等を確認しまして、改めて返答をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑はないでしょうか。

7番、黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） 今の関連質問ですけれども、昨年のは、もう収束しているだろうという思いでいたわけですが、そんな簡単なものではないということで、今後とも、この問題は続くのではないかと思っております。

それで、今の協力金等も一律ということもありますけれども、そこら辺のところを考えると、私たち議会も本当は今年反省会があるところでいたわけですが、それも中止になっている。議会ばかりではありませんけれども、そういうことで、4人以下ならいいんだと。そして飲食店街も何軒しかないわけですが、その人たちもきちんとそれを守っておられます。7時までしか酒類は出せません、そして8時までの営業ということで、大変苦しんでおられます。やめられたところもあるわけですが、そういうことで、僅かしかない飲食店に何らかの支援を、やはり木城町ですべきである。これがなくなってしまうと、木城の問題だというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（中武 良雄） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） ご意見ありがとうございます。

確かに、現在、飲食店におかれましては、営業時間の短縮とお酒の提供も制限される中、厳しい状況が続いていると思っております。本町としましては、補正予算等でいただきました事業継続給付金というのを全事業者に対しまして実施しておりますので、まずそちらの活用と、それから利子補給制度等もやっておりますので、そういったものをまず活用するという、それから併せまして、今後、こういった状況等が続くようであれば、またいろいろな考え方、ご意見を伺いながら、適切な対応というのを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 全国統一の要件ということで理解できていますし、また、町も1割持ち出しということで、町も支えているんだという内容も分かります。ただ、支給については、売上げに応じてということで、耳にはしているのですけれども、支給基準というのは数字的にはどういうふうになっているのか、具体的に教えていただきたいのですが。

○議長（中武 良雄） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 現在、中小企業においては、売上規模において金額が設定されております。一月当たりの売上げが259万円以下であれば、一律2万5,000円です。ですから、本町としましては、ほぼそのラインに入ってくるのかなというふうに思っております。そこから一月当たりの売上げが259万円を超えていく場合は、それにに応じて1日当たりの単価が変わってきます。これが最大一日当たり7万5,000円ということになっております。

以上です。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより議案第78号に対する討論、採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 常任委員会付託請願審査結果報告

○議長（中武 良雄） 日程第7、常任委員会付託請願審査結果報告を行います。

付託されました請願第5号国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区受益者負担軽減に関する請願について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。

5番、眞鍋博君。

○産業文教常任委員会委員長（眞鍋 博君） 請願審査結果報告を行います。

産業文教常任委員会に付託されました請願は1件です。

審査期日は9月7日、8日の2日間、役場別館2階会議室等において委員5名の全員が出席し、紹介議員の甲斐議員より請願内容と、その理由の説明を聞き、慎重に審査を行いました。その結果、次のとおり決定しましたので会議規則第93条第1項の規定により報告します。

請願第5号国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区受益者負担軽減に関する請願の審査結果は採択であります。

以上で請願審査結果報告を終わります。

○議長（中武 良雄） これより質疑を行います。

請願第5号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

この請願第5号に対する産業文教常任委員長の報告は採択であります。

ただいまより討論を行います。本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本件は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第8. 発委第1号

○議長（中武 良雄） 日程第8、発委第1号木城町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

発委第1号については、朗読は省略し、提出者、議会運営委員会委員長、甲斐政治君の趣旨説明を登壇の上、求めます。

9番、甲斐政治君。

○議会運営委員会委員長（甲斐 政治君） 発委第1号木城町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由を説明いたします。

平成30年に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が施行されたことにより、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護な

ど議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、出産に関わる産前産後の欠席期間を規定するものであります。また、請願者の利便性を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

以上が改正の理由であります。改正の趣旨や考え方にご理解をいただき、採択いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中武 良雄） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。発委第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

これより発委第1号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 発議第1号

○議長（中武 良雄） 日程第9、発議第1号、意見書の提出、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）が桑原勝広君ほか4名から提出されております。

提出されました発議第1号については、あらかじめお手元に配付しておりますので、朗読は省略し、提出者、2番、桑原勝広君の趣旨説明を登壇の上、求めます。

2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 発議第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、地方財政は巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

町内においても、昨年7月24日に2名の感染が確認されて以降、現在まで15名の感染者が出ております。県では、緊急事態宣言が発令され、また8月25日には、まん延防止等重点措置も適用され、先の見えない制限の中、自主財源に乏しい町村においては、安定的な財政運用に必

要となる地方一般財源総額の確保や感染症対策、経済対策に講じた地方税の負担軽減策は国の責任において国費により対応すべきと考えます。社会保障関係費が増大することが見込まれる地方公共団体が今後も安定した行政運営を行えるよう、これらのことを強く国に要望するため、意見書を提出したいと考えます。

皆様のご賛同をお願いし、趣旨説明を終わります。

○議長（中武 良雄） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから発議第1号に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第1号、意見書の提出、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）を議題といたします。

発議第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第1号、意見書の提出、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号、意見書の提出、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

なお、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣に提出することに決定いたしました。

日程第10. 議員派遣の件

○議長（中武 良雄） 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、後日変更等があった場合は議長に一任することに決定いたしました。

日程第11. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告

○議長（中武 良雄） 日程第11、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告を行います。

これから、登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、桑原勝広君。2番、桑原勝広君。

○総務常任委員会委員長（桑原 勝広君） 総務常任委員会では特にありません。

○議長（中武 良雄） 次に、産業文教常任委員長、眞鍋博君。5番、眞鍋博君。

○産業文教常任委員会委員長（眞鍋 博君） 産業文教常任委員会として報告することはありません。

○議長（中武 良雄） 次に、議会運営委員長、甲斐政治君。9番、甲斐政治君。

○議会運営委員会委員長（甲斐 政治君） 議会運営委員会として特段報告することはありません。

○議長（中武 良雄） 次に、議会広報編集特別委員長、森伸夫君。3番、森伸夫君。

○議会広報編集特別委員会委員長（森 伸夫君） 議会広報編集特別委員会から報告をいたします。

議会だより「きじょう」の編集作業のため、9月17日から10月8日にかけて、計5回の委員会を開催します。原稿の作成に皆様のご協力をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。なお、紙面を作るに当たり、議会の内容等を分かりやすく町民の皆様に興味を持っていただ

けるよう、作成に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（中武 良雄） 次に、新田原基地対策特別委員長、甲斐政治君。9番、甲斐政治君。

○新田原基地対策特別委員会委員長（甲斐 政治君） 新田原基地対策特別委員会の報告をいたします。

昨日、委員会を開催し、協議した結果、新田原基地対策特別委員会は令和4年3月末をもって終了いたします。最大の理由といたしまして、調査案件がないままに特別委員会を設置していることであります。これまで数回設置してきましたが、調査が終了することにより消滅することが原則であり、現状で継続することは適当ではないというのが理由であります。今後、新田原基地における事案が発生した場合には、協議会の設置、もしくは新田原基地周辺協議会に参加する議長に議会の意見を託すことといたします。

○議長（中武 良雄） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第12. 各委員会の閉会中の調査

○議長（中武 良雄） 日程第12、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、各常任委員会委員長から所管事務の調査について、議会運営委員会委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員会委員長から議会広報編集調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員会委員長から基地対策に関することについて、閉会中の調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（中武 良雄） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る9月3日に開会されて以来、本日までの8日間にわたり、慎重にご審議いただき、また、執行部におかれましても特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、令和3年第8回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。8日間にわたりました第8回定例会のご審議、まことにありがとうございました。上程いただきました20議案、全て原案のとおり、認定、承認、可決、同意をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

一般質問でありますとか、委員会等におけるご意見、ご提言、そして、今回肉付けをいたしました補正予算等につきましては、町の振興と町民の福利向上及びコロナ禍対策に全力投球してまいります。どうか議員各位はじめ、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、当面の諸行事につきましては、宮崎県独自の非常事態宣言が発令中のため、今もなお規模縮小、延期、中止となっておりますが、木城中の体育祭、めばえ保育園の運動会、木城小の秋季運動会は感染防止対策を取った上で、来賓及び家族の参加縮小と時間短縮等で実施する予定となっております。

10月16日の木城ふるさとまつりと農林業まつりにつきましては、中止いたします。

ところで、明日は210日であります。台風の来襲する季節を迎えてまいります。本町では1963年、昭和38年9月12日、田神水害が起こっております。この田神水害では、時間雨量113ミリ、今は100ミリを超えると線状降水帯等によくお聞きしますが、当時、30年前、113ミリでありました。2名の尊い命と5頭の経済動物が奪われております。私たちはそのことを忘れず、そして暴風雨による土砂災害、氾濫、冠水等が危惧されておりますので、職員一同、新型コロナウイルス感染症対策と併せまして、災害はいつでもどこでもやってくるという常在危機の意識を持って行動してまいり所存でありますし、町民にもコスモス通信等により、注意喚起を促してまいりたいと思います。

さらに、もう1つ、新型コロナウイルス感染症の件についてご説明、報告をさせていただきたいと思います。現在、未知のウイルス、それから目に見えないウイルスとの戦いであります。いつ収束するか分かりませんが、最近ではワクチン接種による集団免疫、それから抗体カクテル療法などの治療薬もだんだん出てきておまして、明るい材料はありますが、しかし、しばらくは、このウイルスとの戦いは続くものだろうと思っています。

そこで、国においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金という交付金でもって感染症対策と生活支援を含んだ経済対策を進めているところであります。これにつきましては、国が8割、県が1割、町が1割の持ち出しで対策をやっているということでもありますので、この国、県、市町村一体となって、国のスキームで、今、取り組んでいます。それ以外の部分については、町単独でやっているという状況であります。

ちなみに、令和2年度決算で申しますと、コロナ対策8億650万超のお金を使っています。

そのうちの町の持ち出しは13.4%。それから令和3年度の現在までの9月補正終了後までの費用につきましては、2億6,000万円であります。町費持ち出しは、何と74%であります。

今回、コロナ禍における臨時財政充実を求める意見書を議会のほうで発議させていただきました。大変ありがたいなと思います。私から言わせれば、もう一点、お願いをしたかったなと思っ
ているところでもあります。それは、国から出てきます臨時調整交付金、県も含めてですが、9割分については財政力指数で決まってくる。財政力指数、木城は過疎団体から卒業いたしました。それから地方交付税ももらっています。でも、全体としては昨年度決算でいきますと900幾つある町村のうち、木城町は全国で66番目に財政力のすばらしい団体ということが東洋経済の分析で出ています。この臨時交付金、西米良村よりかうちは低い金額であります。宮崎県で一番低い対策金をもらっているところでもあります。ですから、その分については町費持ち出しということになります。どうか財政力指数で交付金を配分するなというのを、議会のほうからも声高々に言っただけであればありがたいなと思っ
ているところでもあります。

それから、もう1点は、国のスキームの中で、先ほどいろいろとご意見もいただいたところ
ありますが、昨年の1年目では、皆さんご承知のように、国から10万円という一律の支給が渡
りました。しかし2年目の今年は、原則、現金での支給はだめということになっておりますので、
ご理解をいただきたいと思っ
ています。現金はだめであります。

そういったスキームの中で私たちは知恵を絞りながらやっているというところでもありますので、
お互いに一日も早く元の日常生活が戻るように、お互いに知恵を出しながら、そして町民、議会、
執行部一丸となって取り組んでいきたいと思っ
ていますので、またご協力、ご支援をお願いしたいと思っ
ています。

改めまして、第8回木城町議会定例会のご審議、まことにありがとうございました。

○議長（中武 良雄） 議員の皆さんは、控室の方をお願いいたします。

○事務局長代理（議事調査係長）（平野 豊和君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れ様
でした。

午前10時05分閉会